

令和5年度（2023年度）第8回北海道大規模小売店舗立地審議会第1部会
議事録

1 日 時

令和6年（2024年）2月21日（水） 10時00分～11時00分

2 場 所

道庁別館5階 石狩振興局大会議室

3 出席者

（1）委員及び特別委員

部 会 長 大平 義隆（北海学園大学経営学部 教授）
特別委員 高橋 翔（北海道大学大学院工学研究院 准教授）
特別委員 津軽 祐一（岩見沢市経済部中心市街地活性化推進室中心市街地活性化推進係）
特別委員 辻村 憲一（小樽建設事業協会 事務局長）

（2）事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長	田中 尚
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	須藤 大成
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任	鮫島 優也
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	神保 響太

4 質疑に係る議事録

（1）事務局から、「コープさっぽろ岩見沢南店」法第6条第2項（変更）の届出について、別紙「審議案件に関する概要」等のとおりである旨説明を行った後、次の質疑、発言があった。

（委員A）

騒音について、本日配布された回答書の内容で問題はないが、届出概要説明資料の3（2）騒音発生への配慮において、「評価×は、敷地境界及び住居壁際において規制基準値を超過しますが、変更前と変わりません。」と記載されているが、この表記では記載上問題があるのではないかと。また同じく、届出概要説明資料の3（4）街並みづくり等への配慮について、「照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え」と記載があるが、具体的にはどの箇所を測定しているのか。

（事務局：空知）

ご指摘のとおり、届出概要説明資料の表記は好ましいものではないが、本資料は設置者から提出のあった変更届出書を基に振興局が作成しているため、届出概要説明資料の表記を変更することはできない。このような事案が発生した際は、次回から設置者に届出書の差替え等の対応を行うよう指導する。

光害に係る測定箇所については設置者に確認する。

（委員A）

承知した。

（大平部会長）

他に発言はないか。なければ「コープさっぽろ岩見沢南店」変更届出について、市町村意見、指針等勘案した結果「意見なし」とし、別紙のとおり答申することで良いか。

(全員)

異議なし。

(大平部会長)

別紙「答申文【コープさっぽろ岩見沢南店】」のとおり答申することに決定する。